

平成21年度第5回秋田大学学長選考会議議事要旨

日時 平成22年3月23日（火）15：37～16：26
場所 本部管理棟第1会議室
出席者 平山（議長）、佐藤、本橋、西田、熊田、大好、對馬、吉岡、井上、
谷川、新開 各委員
欠席者 小山田、渡邊、若林、池村 各委員

議事

- 1 第4回学長選考会議議事要旨（議事録）（案）について
第4回学長選考会議議事要旨（議事録）が確認された。
- 2 学長選考に関する検討課題について
 - 1) 国立大学法人秋田大学学長選考会議規程（一部改正案）について
前回までの本会議での意見を踏まえ修正した上記規程改正案について、事務局から説明があり、審議の結果、同案が承認され4月の教育研究評議会に付議することとした。
 - 2) 国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程（一部改正案）について
前回までの本会議での意見を踏まえ修正した上記規程改正案について、事務局から説明があり、審議の結果、同案が承認された。
 - 3) 国立大学法人秋田大学学長候補者意向聴取投票実施細則（制定案）について
前回までの本会議での意見を踏まえ修正した上記細則制定案について、事務局から説明があり、審議の結果、同案が承認された。
 - 4) 学長の任期について
事務局から、学長任期3年・3年または4年・2年とした場合のメリット・デメリット及び他国立大学の状況について説明があり、その後、各委員から次のような意見が出された。
 - ・ 4年・2年とした場合の2年の期間が消化期間というのは、人格・人間性から考えても、そのような方が選ばれることはないと考えられ、大学の運営上、4年・2年が妥当である。
 - ・ 理事の任期2年と照らして考えても1年の歪みが生じることもあり、学長に任命される理事も経営に携わることを考えると、4年・2年のスタイルが本来相応しいと感じる。
 - ・ 4年・2年に賛成であるが、次回選考時に再任の場合は3年、新任の場合は4年というのは筋が合わず、次々回以降の適用とすべきである。
 - ・ 議長の経験として前に話された1年目は大変な時期で、2年目・3年目から自分

- を出していき、4年目でもって自身の目標を達成するといった意見に同感である。
- ・ 今回の規程改正案に解任に関する事項が入ったことから、3年・3年ではなく、4年・2年として、1年目が慣れる時期であると3年やるということは常識的にも問題がない。
 - ・ 再任されなかったり途中で切れることもあるが、任期を考える時に中期計画期間のどこで選挙が入るかという観点もある。

以上の意見を踏まえ、審議の結果、全会一致で以下のとおり決定した。

【任期】

学長任期を4年プラス2年とする。

【適用】

次回選考で現学長が再任となった場合 → 次々回の選考時から

次回選考で新任の学長となった場合 → その者の任期満了後の選考時から

3 学長選考のスケジュールについて

事務局から、来年度に実施される学長候補者選考日程案について説明があり、次回6月上旬に実施される新しい構成員での学長選考会議で、学長候補者選考日程の決定、意向聴取投票管理委員会の設置及び意向聴取投票管理委員会委員の推薦依頼を行うこととした。